

## 安全衛生教育

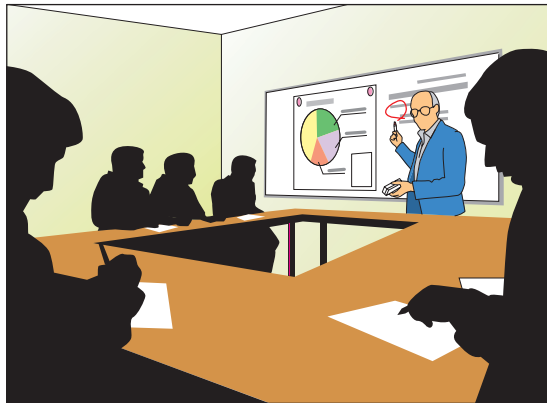
### 雇入れ時安全衛生教育

安全と衛生の基本事項について、雇入れ時（派遣前）に実施

#### ●プレス機械作業、有機溶剤を使用する塗装作業

《実施内容の例》

- ・ 安全衛生のルール
- ・ 作業に対する心得
- ・ 作業服装・保護具
- ・ 整理・整頓・清潔の保持
- ・ 健康の保持
- ・ 関係法令 等



必要な  
協力・配慮

### 作業内容変更時安全衛生教育

作業ごとに必要な事項について、作業内容変更時（派遣後）に実施

#### ●プレス機械作業

《実施内容の例》

- ・ プレス機械の構造と機能
- ・ プレス機械の安全な取扱い
- ・ プレス機械の安全装置の取扱い
- ・ 防音保護具の取扱い
- ・ 作業手順、作業開始時点検
- ・ 異常発生時の措置 等

#### ●有機溶剤を使用する塗装作業

《実施内容の例》

- ・ 塗装に使用する機械の危険性及び取扱い方法
- ・ 有機溶剤に関する有害性、取扱い方法
- ・ 排気装置又は呼吸用保護具等の性能及び取扱い方法
- ・ 作業手順、作業開始時点検
- ・ 異常発生時の措置 等

## もし派遣労働者が派遣中に労働災害に被災してしまったら…

- ・ 派遣元・派遣先の事業者双方がそれぞれ右の労働者死傷病報告を作成し、所轄の労働基準監督署に提出しなければなりません。（労働安全衛生規則第97条）
- ・ 派遣先では、労働災害の発生原因を調査し、再発防止対策を講じる必要があります。（労働安全衛生法第10条第1項第4号）

労働災害の発生原因や再発防止対策は、安全委員会等で調査審議する事項です。（労働安全衛生法第17条第1項第2号及び第18条第1項第3号）

- ・ 派遣元では、被災した労働者が労災保険給付の手続を行うために必要な助力を行いましょう。（労災保険法施行規則第23条）